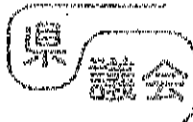


国の「コロナ」特例貸付

県内3割返済せず



一般質問

県議会は12日、本会議を再開し、9議員が一般質問した。新型コロナウイルスの影響で減収した世帯などを対象に無利子で貸し付ける国の「特例貸付」に関して、県は今年7月末時点で1回目の返済時期を迎えたものの、うち3割余りの対象者は全く返済していないと明らかにした。複数の債務を抱えていることなどが背景にあるとみられ、県は返済相談に応じていく方針。

(玉田龍成)

県、相談応じる方針

支援費」の2種類ある。

三田村輝士議員(民主・みらい)の質問に、池上栄志健康福祉部長が答えた。特例貸付は緊急的に20万円以内で支援する「緊急小口資金」と、失業などがあつた場合に生活再建をさらに20万円まで支援する「生活

県内では2021年3月の受け付け開始以降、22年末の終了までに延べ1万2424件、総額4億8606万円の申請があつた。返済は今年1月から始まり、7月末時点で8909件が

1回目の返済時期を迎えた。このうち現在、「返済中」が2367件(26・5%)、「全く返済していない」は3198件(35・8%)を占める。残る3344件は「返済済み」または要件を満たしたため「返済免除」となっているという。

池上部長は「全く返済し

ていない人については、複数の債務があるかなどを確認し、可能な範囲での返済を促すなど一人一人の生

活状況を確認しながら、相談に応じていきたい」との考えを示した。国には全国知事会を通じ、返済免除や

返済猶予要件の見直しなど、全国一律の対応を取るように要望したと説明した。